平成２６年（フ）第８８８号
大阪市平野区喜連西１丁目19番24号　ハイツニュープラザ303号
債務者　山内　富代
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９５５号
大阪市平野区喜連西５丁目４番４―405号
債務者　西川　潤一
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９６７号
大阪市港区磯路２丁目13番２―807号
債務者　古園ひとみ（旧姓竹下）
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１００８号
大阪府豊中市長興寺南４丁目７番23―201号
債務者　井本　雅彦
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１６５号
大阪市北区同心１丁目７番１―702号
債務者　星山　　周
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３４８号
大阪府枚方市東香里３丁目29番26号
債務者　山本　　隆
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４０１号
大阪府寝屋川市高宮新町23番２―410号
債務者　武智　義之
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４１６号
大阪市西淀川区中島１丁目10番11号　ハイツユーコー15号室
債務者　柴田　清美
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４４７号
大阪府箕面市箕面６丁目５番40―201号、前住所大阪府箕面市箕面８丁目１番15―307号
債務者　松井　憲一
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４６３号
大阪市平野区平野南３丁目８番16号　アメニティ・イ―302
債務者　鈴木　　大
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４７４号
大阪府豊中市服部豊町１丁目５番21―402号、前住所大阪府豊中市中桜塚１丁目17番50―402号
債務者　青木　桂子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４８６号
大阪府三島郡島本町桜井５丁目30番５号
債務者　中島　節子
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５０５号
大阪府東大阪市鴻池元町６番21号パストラーレ鴻池403号
債務者　大森　睦美
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５２９号
大阪府八尾市天王寺屋２丁目133番地の３　201号
債務者　寺浦　有沙（旧姓西田）
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５３１号
大阪市住之江区北島３丁目19番４―403号
債務者　浮邉真知子（旧姓小寺山）
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５５６号
大阪府寝屋川市黒原旭町10番11号
債務者　社方　親範
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９８号
和歌山市井辺263番地の１　カンタービレ２―202
債務者　東浦　匡子
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係